

産業統計部会の審議状況について（報告）

## 産業統計部会の審議の概況（平成 21 年特定サービス産業実態調査）

### 1 部会の開催状況

3 月 9 日の委員会での諮問以降、これまで部会を 3 回開催

1 回目：3 月 12 日（木） 2 回目：4 月 1 日（水） 3 回目：4 月 6 日（月）

2 回目と 3 回目の部会には、業界の有識者に審議協力者として参加してもらい審議

審議協力者：（株）ワーナー・マイカル、（社）全国学習塾協会、（社）情報サービス産業協会

（社）全日本冠婚葬祭互助協会、（社）リース事業協会

今後、次回 4 月 20 日（月）の部会において、答申案を取りまとめる予定

### 2 部会における主な議論等

調査事項を 3 階層に整理

- ・ 今回の改正により、経済産業省所管のサービス業がほぼ網羅されることに伴い、業種間比較等も可能となることから、部会審議を通じて、調査事項について、業種横断的な事項（1 階）、時系列的な構造を把握する事項（2 階）、業態変化に応じた構造を把握する事項の 3 階層に整理。

- ・ これは、今後、経済産業省以外の他府省所管のサービス業に係る統計の整備を検討するに当たって、参考になるものと認識。

調査事項の精粗の設定は適当

- ・ 調査対象の従業者規模に応じ、調査事項に精粗を付けることは適当。
- ・ しかし、いわゆる「簡易回答への逃込み」を防止する観点から、調査実施者が調査対象名簿を基に調査票を配布する時点で、規模を下回る調査対象については回答しなくてもよい事項を明らかにする（プレプリント）方式に改めることが適当。
- ・ なお、調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合には、事後的に、調査実施者が欠測値として取扱う（補完推計する）ことが適当。

標本調査方式の導入は適当

母集団規模が小さい 7 業種を除く 21 業種について、標本調査方式を導入することは適当。

全数調査業種（7 業種）：事務用機械器具賃貸業（母集団数 390）、クレジットカード業、割賦金融業（同 468）、計量証明業（同 735）、音声情報制作業（同 272）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同 653）、映画館（同 699）、公園、遊園地（同 937）

いわゆる「学習塾」の全体像を明らかにする統計の整備

- ・ 学習塾（小分類 823）の調査については、各種学校である予備校（細分類 8172）や進学塾（同 8172）が調査対象となっていないため、いわゆる「学習塾」全体の実態が明らかにならないのではないかと意見。

- ・ これについては、今後、中長期的に、経済産業省と文部科学省とで、どのような統計が必要か検討するよう要請。

文部科学省の統計：学校基本調査では、各種学校の学校数、生徒数、教職員数等は把握。しかし、各種学校の経理項目等を把握する統計調査は未実施。

## 第14回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成21年3月12日(木)10:00~12:20
- 2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室
- 3 出席者 ・舟岡部会長、美添委員、出口委員、岡室専門委員、川本専門委員、笹井専門委員、篠崎専門委員、鈴木専門委員、土屋専門委員  
・審議協力者(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行)  
・調査実施者(田邊経済産業省サービス統計室参事官補佐ほか3名)  
・事務局(中島内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか1名)
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 審議の概要

事務局から審査メモ等に基づき、「特定サービス産業実態調査」(以下「本調査」という。)の改正計画の概要及び同計画に対する審査結果並びに諮問時(3月9日)における第20回統計委員会での議論の概要について説明があった後、調査実施者から同計画の内容及び前回(平成20年)の統計委員会答申における今後の課題への対応状況について説明があった。その後、これら説明について質疑が行われた後、委員・専門委員から本調査の改正計画等について意見等が出された。

質疑・応答及び委員・専門委員からの主な意見は、以下のとおり。

#### 質疑・応答

毎年の調査において、どのような標本の入れ替えを考えているのか。パネルデータ化等を考えているのか。

今回の改正計画では、標本層が相当細かいため、業種によっては層当たりの客体数が少なく、また、客体の調査負担の軽減という意味で、継続標本は取らない前提。

#### 改正計画に対する意見等

論点としては、諮問の概要と審査メモではほぼ尽きていると思うが、( )業種の拡大については、各業種の調査事項の意味についてももう少し確認が必要、( )標本設計上、大規模の事業所・企業については、全業種ともほぼ全数であり、当該全数部分の設定によっては、都道府県別にクロス表まで集計結果の公表が可能になると考えられるので、今回調査での実施も含めて検討課題として欲しい。

欠測値の補完について、売上げは平均値補完でよいと思うが、他の調査項目の補完はどういった扱いになるのか。前回答申の積み残し課題は止むを得ないとし

て、外注状況の把握や付加価値連鎖の構造把握は具体化に向けて少し整理を行って欲しい。サービス・コンテンツ系については、総務省と経済産業省に所管が分かれる等の問題があるが、それらのデータ整備についても、何らかの方向性を出して欲しい。

欠測値の補完については、サービス業は業績などの変動が激しく、また、未回答項目が固定化する傾向があるので、前年度データを使つての補完は難しく、平均値補完しかないと考える。内製、外注の区分や企業の技術の源泉の変化などを捉える調査となるよう検討して欲しい。

今回、標本調査を導入して、本調査の対象業種を拡充したことは非常に評価できる。本調査については負担感が大きいという話があるが、調査結果は調査客体の利益にもなるものなので、そういうことも考慮して調査を進めて欲しい。どの役所がどの業種を所管しているかといったことは、国民には全く意味がなく、国民にとって見やすく、分かりやすい統計となるように工夫して欲しい。

今回の対個人サービス業種の追加は非常にありがたく、また、標本調査化や欠測値の補完も現実的な対応で、実際に使う上でも利用しやすくなると期待。欠測値については、業種、従業員規模、事業規模などの区分によって、どのように補完すれば現実を反映できるのか、今回の調査結果により更に検討して欲しい。今後は時系列で把握するために継続的に把握すべき項目をどう設定するか、また、構造変化を捉える項目をどう盛り込んでいくのかが課題。

本調査は、アナリスト、エコノミストの中においては、産業間の比較が非常に難しい、どうしてそのような集計結果になったのか、その要因がよく分からないなど、非常に使いづらいと認識されている。調査事項については、何が求められているのか、株式マーケットやユーザーが、本調査結果を見て当該産業の成長を占っていけるデータをいろいろ探っていく必要がある。また、単なる集計結果の公表だけではなく、要因分析に関するコメントを付けて欲しい。調査に協力した企業名を開示して欲しい。国が設備投資、雇用状況、生産性の分析をするためには、サービス業の稼働率の把握が可能となるようにすべきではないか。

今回の改正によって、対個人サービス業がかなり網羅的に実態把握できることになり有意義。サービス業自体、非常に多様化しており、一つの企業が異なる所管官庁の対象となっているところもあるので、経済産業省所管のサービス業にとられず、その辺の広がり在今后検討していく必要がある。

統計として長期的な継続性も必要であり、少し長い視点でサービス業全体をどう捉えていくかの検討が必要。新規業種について回収率の低下が予想されるので、当該業種に対しアピールが必要。重複については、調査内容の重複だけでなく、調査対象の重複をなくすという観点も必要。郵送調査の回収率の低下を考慮した標本数の設定が必要。調査事項の精粗について、調査客体が4人以下かどうか、どの時点で誰がどういう基準で判断するのか。

対象産業の生産性の把握が本調査の意義とするのであれば、本調査は、売上げ

は分かるが、アウトプットに関する数量と単価の情報はほとんど正確に捉えられておらず、また、労働時間の調査がないのでインプット側も分からない。有形固定資産も取得額しかないので残高も分からないというように、中途半端。何を指す統計なのかをはっきりと定めた上で、どういう内容を聞くべきかの検討が必要。

## 6 今後の予定

次回は4月1日(水)に開催し、上記の意見を含め、審査メモに沿って、個別の論点について審議を行うとともに、調査対象業種の関係団体等の有識者から、審議協力者として意見を聴取することとされた。

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >

## 第15回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成21年4月1日(水)15:00~18:15
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
  - ・舟岡部会長、美添委員、岡室専門委員、川本専門委員、篠崎専門委員、鈴木専門委員、土屋専門委員
  - ・審議協力者(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行、岡村株式会社ワナー・マイカル専務取締役、稲葉社団法人全国学習塾協会専務理事、田原社団法人情報サービス産業協会事務局次長)
  - ・調査実施者(山根経済産業省サービス統計室長ほか3名)
  - ・事務局(高木内閣府統計委員会担当室参事官、犬伏総務省統計審査官ほか2名)
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 審議の概要

(1)事務局から前回部会の結果概要について説明があった後、「調査対象業種の追加」について審議が行われ、今回の対個人サービス業7業種の追加については、これにより経済産業省が所管するサービス業が概ね網羅されることとなり、サービス業に係る統計のより一層の充実が期待されることなどから、妥当であるとされた。

(2)次に、「追加業種の調査票及び調査事項」及び「調査対象事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」について、まず、前回部会で出された意見等についての回答が、調査実施者から説明され、引き続き、「映画館」、「学習塾」及び「情報サービス業」関係の各業界の有識者(審議協力者)から、本調査に関する意見聴取をした後、審議が行われた。

審議の結果、調査票の調査事項の精粗の設定方法については、前回部会での意見(簡易回答への逃げ込みの防止)等を踏まえ、調査実施者から、母集団名簿の整備時点で従事者4人以下の事業所について、回答を要しない事項をプレプリントにより「\*」を付するなどの措置を行い、配布することとするとの修正案が提示され、妥当であるとされた。

(3)審議協力者からの意見聴取における質疑応答及び審議における委員、専門委員の意見等の主なものは、以下のとおり。

審議協力者からの意見聴取における質疑応答

「映画館」関係

「映画館」が本調査の対象業種とされたことにより、これまで業界の各種資料等から知り得ることができた以上の多くの情報が得られることになるのか。

例えば、「インターネット受付割合」はこれからネット化が進む中で有益であ

り、「デジタルスクリーン数」も、今、デジタル化の曙みたいな時期なので、このようなデータが明らかになるのは大変良い。

売上高について、「その他業務の内訳」の中で、広告収入とか、もう少し細かく分けて取る必要はないのか。

映画館は、興行、売店、物販、スクリーン広告さえ押さえれば、ほぼすべて把握できる。映画だけでは儲からないので、特に売店の売上げに注力している。

本調査では、「入場者数の内訳」でアニメ作品の入場者数を調査するが、資料をみると全体の動員数が分かっているので、そうであれば、アニメ作品の入場者数も分かっているのではないか。

業界では、今のところアニメ作品の入場者数は把握していない。したがって、本調査についても、どうやって数字を出すのか検討しており、いろんな部門の数字を集計して出すことになると思われる。

同じ作品の1日の上映回数は、有益な情報ではないのか。

1回当たりの動員状況などは把握できると思うが、データを得るのがものすごく大変。シートの稼働率は知りたいが、今のところ、上映時間から上映回数はいたい1日4回から5回と計算して、稼働率を出している。

アニメーションと実写の区分はできるのか。

明確な区分は難しいので、何らかの定義が必要と考える。

本調査によって、「映画館」とそれ以外のサービス業との違いなどが把握でき、業種間比較が可能となるが、どのような利用を考えているのか。

今までも月次調査である特定サービス産業動態統計調査の結果は、その時々で他業種との比較などに使っているが、本調査は年間ベースなので、日々のオペレーションではなく、中長期計画などを立てる時に他業種との比較などに使えると期待している。

#### 「学習塾」関係

「学習塾」という分類で調査をすると、大手の予備校が除外されるのは全体像が見えないことになる。それとも、「学習塾」というのは、一般に市民がイメージする学習塾の定義とは違うということか。

予備校は学校法人であり、「学習塾」とは分類上異なる。

本調査では、受講生区分として、「小学校」、「中学校」等の区分になっているが、学年によって受講状況が異なると思われる。学年別の受講生数の記入は調査対象にとって負担になるのか。

それほど負担にはならないと思うし、学年別に分かれば参考になるが、概ね想定はつくので、これだけ多くの調査事項があるので、過剰な要望は控えるべきと考える。

塾経営者は、調査事項である集団指導方式と個別指導方式を紛れなく区分ができるのか。また、学習塾の7割が個人事業者であるが、調査への協力を得て、調査票に正しく記入してもらえるのか、そのためにはどのような工夫が必要か。

本調査は調査員調査方式なので、調査員が調査事項を十分に理解して、集団指導方式と個別指導方式の違いなど質問された時に、細かく回答できることが必要。

## 「情報サービス業」関係

「主業」のみではなく、「従業」についても把握すべきとのことだが、同一企業内の事業所間の取引についても市場活動とみなして捉える必要があるのか、さらに同一事業所内の情報サービス活動まで捉えるべきということか。

求めたいのは、従業の部分の内訳についても取れるように調査票の見直しをしてもらいたいという趣旨で、さらに詳細な調査を求めているものではない。

## 審議における意見等

調査事項の精粗の設定について、名簿情報を用いて従業員数が4人以下であるか否かを判断し、プレプリントをして調査票を配布することは適当と考えるが、それは母集団名簿が正確に整備されていることが前提である。

「学習塾」について、通信教育の把握は時期尚早とのことだが、今後進展が見込まれるのであれば、時系列での変化を把握するという観点から、立ち上げ時から把握することが有用ではないか。経理など具体的な数字が取れないのであれば、その活動の有無だけでも捉えるべきではないか。

学習塾がフランチャイズであるか否かで、広告宣伝費等経費項目の調査結果が違ってくるため、フランチャイズのあるなし程度は把握すべきではないか。また、これは「学習塾」だけでなく、「教養・技能教授業」も同様ではないか。

調査事項の設定については、調査事項を業種横断的な調査事項(1階)、時系列的な構造を把握する事項(2階)及び業態変化に応じた構造を把握する事項(3階)と整理することは良いが、今後の課題として、地域別表章をするのはどこなのかということも合わせて視点に入れて欲しい。

「映画館」の入場者数等でアニメーションを切り出している背景は何か。

アニメーションは、コンテンツ産業であるため、コンテンツ産業の育成という観点から見た時に、作った作品がどの程度上映され、どの程度売上げがあるのかは、大きな関心事であるため、把握したい。

## 6 今後の予定

今回は4月6日(月)に開催し、今回と同様に、調査対象業種について有識者から審議協力者として意見を聴取した上で、引き続き個別の論点について審議を行うこととされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>



## 第16回産業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成21年4月6日（水）10：00～12：30
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 ・舟岡部会長、美添委員、出口委員、岡室専門委員、笹井専門委員、篠崎専門委員、鈴木専門委員、土屋専門委員  
・審議協力者（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行、西尾社団法人全日本冠婚葬祭互助協会総務部長、加藤社団法人リース事業協会企画部兼総務部課長）  
・調査実施者（山根経済産業省サービス統計室長ほか3名）  
・事務局（高木内閣府統計委員会担当室参事官、犬伏総務省統計審査官ほか2名）
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 審議の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要について説明があった後、「追加業種の調査票及び調査事項」及び「調査対象事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」について、「冠婚葬祭業」及び「リース業」関係の各業界の有識者（審議協力者）から意見聴取を行い、次に、調査実施者から前回部会で出された意見等についての回答が行なわれ、その後、それらを踏まえて審議が行われた。

審議の結果、「調査票及び調査事項」について、次のような指摘等があったが、そのほかについては、改正計画の内容で適当とされた。

「学習塾」において通信教育の有無を把握すべきとの指摘について、調査実施者から「e-ラーニングの有無」を設問として設定するとの説明が行われたが、その設問では回答者が混乱するとの指摘を受け、設問方法について引き続き検討を要するとされた。

「学習塾」及び「教養・技能教授業」においてフランチャイズ加盟の実態を把握すべきとの指摘について、調査実施者から「学習塾」等に限らずフランチャイズの事業形態が想定される10業種について、「フランチャイズ加盟の有無」を設問として設定するとの説明が行われ、適当とされた。

- (2) 次に、審査メモの項目に沿って、「集計事項の追加」、「標本調査方式の導入」、「調査方法の変更」、「集計結果表章の見直し」、「重複の範囲の合理性」及び「基本計画との整合性」について、1回目（第14回）の部会で出された各委員、専門委員の意見等に、調査実施者及び事務局から回答する形で審議が行われ、基本的には改正計画の内容で適当とされた。

(3) 審議協力者の意見聴取における質疑応答及び審議における委員・専門委員からの意見等の主なものは、以下のとおり。

審議協力者からの意見聴取における質疑応答

「冠婚葬祭業」関係

調査事項の売上高について、冠婚葬祭互助会（以下「互助会」という。）の会員の前受金（積立金）についてはどのように処理することとなるのか。

冠婚葬祭でかかった経費から前受金を控除した場合は、その控除分を加えたものを売上高とした方がよいと考える。

調査票には互助会に加入しているか否かの調査項目がないが、このような調査項目は必要ないのか。

互助会から見ると、必要性はあると思われるが、冠婚葬祭業全体を見たときに、そこまで必要性があるのか疑問である。

「葬祭ディレクターの数」を把握する趣旨が、質の高いサービス提供の把握ということであれば、同様に結婚式場にも「ブライダルプロデューサー」という資格があるので、これも把握した方が参考になるのではないか。

「リース業」関係

リース会計等の改正によるファイナンス・リースのオンバランス化は、余りデータ等に影響はないとのことだが、成長途上の企業などには影響があるのではないか。

成長産業の企業にとって、リース会計のオフバランス・メリットに対する評価は実は今までもそれほど高くなく、リース会計のオンバランス化の影響は少ないと見ている。リースを見合わせる要因については、今の景気動向による影響なのか、会計基準の改正による影響なのかを考えると、会計基準の改正による影響は極めて限定的ではないかと考えている。

会計基準が変更されたことにより、時系列データの使用について気をつけることはあるか、統計的な継続性は確保できるのか。特に、年間営業費用や固定資産取得額は問題ないのか。

売上高の取扱いには、i)リース取扱高を一時的に全て売上高とする方法、 )リース料のみを売上高とする方法（従来の方法）及び )利息部分のみを計上する方法があり、それぞれ数値が大幅に変わるが、大手企業は )の方式を採用する方向性なので、集計値についての継続性には大きな影響はないと思われる。また、年間営業費用や年間固定資産取得額については会計基準の変更に沿った調査事項（前回調査から「リース投資資産原価」、「リース投資資産」を追加）を設定しているので問題はないと思う。

審議における意見等

（調査事項等）

「学習塾」について、「e-ラーニングの有無」のみの調査事項では、教室でパ

ソコンを用いて学習する方法とインターネットを利用する通信教育との区別がつかなくなり、調査対象者、統計利用者の双方に混乱を招く恐れがある。「メール」、「ウェブ」、「教室におけるソフトの利用」等の複数選択肢の中から選択させるなど、回答者に分かりやすくすべき。

「学習塾」については、本調査で経理項目を把握していることから、本調査の対象ではない「各種学校」である予備校等についても経理項目を把握し、相互に活用できるよう、経済産業省及び文部科学省において今後検討してもらいたい。

本調査では、売上高の割合などをパーセントで答える形式としているが、実数である金額の方が記入しやすいことも考えられるので、どちらがよいのか、精度、煩雑さなどの観点から、今後十分検討してもらいたい。

#### (集計事項等)

本調査の標本調査化により、地域別表章に必要な標本数が十分確保できない都道府県も出てきていると思うが、企業単位の調査業種を国の直轄調査としたことにより、都道府県が担当する調査対象数は前回調査よりも減少していることから、地域別表章の精度を上げるために標本の抽出数を増やしたいと要望する都道府県に、その分を割り振るようなことはできないか。

都道府県によっては、一部の業種について結果表章の精度を上げるために、独自に調査を行いたいと要望しているところもあり、そういうところについては、経済産業省からリソースを提供し、独自にやっていただくという方法を検討している。

#### (調査方法、結果表章等)

欠測値の補完については、具体的な補完方法を公表するなど、補完方法等について評価できるようにすべきではないか。

欠測値の補完については、ここでその詳細な方法まで決めるのではなく、今回調査で欠測値の補完を導入するということに止め、具体的にどのような方法で行うのかについては、今後、調査実施者が検討をして決めることができるような余地を残すようにすることが適当。

コールセンターは、回答の督促のためには用いないのか。

コールセンターには、都道府県経由の22業種の調査における調査員の業務を補助する役割を担ってもらうことを想定しており、一義的な督促は調査員によることとしている。

## 6 今後の予定

今回は4月20日(月)に開催し、答申案について審議を行うこととされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>